

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p><b>一 背景及び趣旨</b></p>		
<p><b>1 背景</b></p> <p>次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成十五年七月に「次世代育成支援対策推進法」（以下「法」という。）が制定され、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきたところである。</p> <p>一方、平成十五年七月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成十六年六月に「少子化社会対策大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定された。大綱では、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」等の四つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を踏まえ、様々な対策を実施してきたところである。</p> <p>しかしながら、平成十七年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数が百六万人及び合計特殊出生率が一・二六と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られた。</p> <p>このため、平成十八年六月に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図ってきたところである。</p> <p>また、平成十八年十二月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、二千五十五年にあっても合計特殊出生率は一・二六と示され（出生中位・死亡中位推計）、社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会においては、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離に着目し、この乖離を生み出している要因が整理された。</p> <p>以上のような動向を踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成十九年十二月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）が取りまとめられたところである。</p>		
<p>重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされている。</p> <p>このうち「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」については、平成十九年十二月に仕事と生活の調和推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）が取りまとめられたところである。</p> <p>憲章においては、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであるとされ、企業と働く者、国民、国、地方公共団体の関係者が果たすべき役割を掲げている。また、行動指針においては、憲章が掲げる三つの社会を実現するために必要な条件を示すとともに、各主体の取組を推進するための社会全体の目標（取組が進んだ場合に達成される水準として十年後の目標値）を設定しているところである。</p> <p>今後は、憲章及び行動指針の理念を踏まえ、仕事と生活の調和の推進に向けた具体的な取組を進めていくことが必要である。</p> <p>また、重点戦略では「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向け、①具体的な制度設計の検討、②先行して実施すべき課題という二つの課題が示されており、②の課題については、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を第七十回国会に提出し、平成二十年十一月二十六日に可決され、同年十二月三日に公布されたところである。</p> <p>①の課題については、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」（平成二十年十二月二十四日閣議決定）の工程表において、二十年代前半の実施に向け、税制改革による財源確保を図りながら、検討を速やかに進めることとされたところである。</p>		

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項		具体的な国の施策（事業）	省庁名
2	<p><b>法の趣旨</b></p> <p>法においては、次世代育成支援対策に関し、市町村にあっては、法第八条第一項の市町村行動計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することとされ、都道府県にあっては、法第九条第一項の都道府県行動計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することとされている。また、国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人（平成二十三年四月一日以後は、百人）を超えるものにあつては、法第十二条第一項の一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）を策定し、その旨を届け出ることとされ、常時雇用する労働者の数が三百人（平成二十三年四月一日以後は、百人）以下の一般事業主にあつては、一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出よう努めることとされている。さらに、国及び地方公共団体の機関等（以下「特定事業主」という。）にあつては、法第十九条第一項の特定事業主行動計画（以下「特定事業主行動計画」という。）を策定することとされている。このため、主務大臣はこれらの行動計画の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めることとされている。</p> <p>この行動計画策定指針は、市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の指針となるべき、①次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、②次世代育成支援対策の内容に関する事項、③市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準、④その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定めるものである。</p>		
<b>二 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項</b>			
1	<p><b>基本理念</b></p> <p>次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。</p>		
2	<p><b>行動計画の策定の目的</b></p> <p>地方公共団体及び事業主（国及び地方公共団体の機関等を含む。）は、行動計画策定指針に即して次世代育成支援対策のための十年間の集中的・計画的な取組を推進するため、それぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定めるものとする。</p>		
3	<p><b>次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携</b></p> <p>次世代育成支援対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して部局横断的に取り組む総合的な庁内の推進体制を整備することが重要である。その上で、国及び地方公共団体の間、市町村及び都道府県の間、市町村間並びに地方公共団体と一般事業主の間の連携等を図り、総合的な体制の下に推進されることが望ましい。</p> <p>このため、行動計画には、それぞれの次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携の在り方について定めることが必要である。</p> <p>また、地方公共団体と国との情報の共有化をさらに深めることが重要であり、次世代育成支援対策に関する情報を集約し、地方公共団体と国が相互に情報共有を図ることができる「少子化対策連携促進サイト」への参加、活用を図ることが期待される。</p>		
	<p><b>(1) 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携</b></p> <p>市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、例えば、首長を本部長又は責任者として少子化対策推進本部等を設置するなど全庁的な体制の下に、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を図ることが必要である。</p>		

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p>(2) 国及び地方公共団体の連携</p> <p>法第四条では、国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこととされている。</p> <p>次世代育成支援対策は、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として取り組むことが必要であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、「仕事と生活の調和推進会議」や「次世代育成支援対策地域協議会」等の活用により、恒常的な意見交換を行い、連携・協力して地域の実情に応じた次世代育成支援対策の推進を図ることが必要である。</p>		
<p>(3) 市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携</p> <p>法第十条第一項では、都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めることとされており、小規模市町村への配慮を含め、適切に対応することが必要である。</p>		
<p>また、市町村及び都道府県は、行動計画の策定に当たって、相互にその整合性が図られるよう、互いに密接な連携を図ることが必要である。</p>		
<p>さらに、市町村行動計画の策定に当たっては、必要に応じて広域的なサービス提供体制の整備等、近隣市町村間での連携・協力の在り方について検討することが必要である。</p>		
<p>(4) 国、地方公共団体等と一般事業主との連携</p> <p>法第五条では、事業主は、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならないこととされている。</p>		
<p>また、一般事業主は、一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関する援助業務を行う次世代育成支援対策推進センターによる相談その他の援助を活用することなどにより、適切な一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に努めることが望ましい。</p>		
<p>さらに、地方公共団体及びその区域内に事業所を有する一般事業主は、行動計画の策定に当たって、地域における次世代育成支援対策が効果的に実施されるよう、必要に応じて情報交換・意見交換を行う等密接な連携を図ることが必要である。</p>		
<p>(5) 地域の事業主や民間団体等との協働</p> <p>仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の改革をはじめ、次世代育成支援対策は、それぞれの地域の企業、子育て支援を行う団体等が相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めていくことが期待される。</p>		
<p><b>4 次世代育成支援対策地域協議会の活用</b></p>		
<p>法第二十一条第一項では、地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができることとされており、地方公共団体及び一般事業主は、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に当たっては、必要に応じて、地域協議会を十分に活用するとともに、密接な連携を図ることが望ましい。</p> <p>なお、地域協議会の形態としては、例えば、次に掲げるものが考えられる。</p>		

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項		具体的な国の施策（事業）	省庁名
	(1) 市町村及び都道府県の行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関し、意見交換等を行うため、地方公共団体、事業主、労働者、子育てに関する活動を行う地域活動団体、保健・福祉関係者、教育関係者、都道府県労働局等の幅広い関係者で構成されるもの		
	(2) 一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関し、情報交換等を行うため、地域の事業主やその団体等で構成されるもの		
	(3) 地域における子育て支援サービスの在り方等について検討を行うため、地域の子育て支援事業の関係者等で構成されるもの		
	(4) 家庭教育への支援等について検討を行うため、教育関係者等で構成されるもの		
<b>三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項</b>			
<b>1 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な視点</b>			
	(1) 子どもの視点 我が国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。		
	(2) 次代の親づくりという視点 子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。		
	(3) サービス利用者の視点 核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要である。		
	(4) 社会全体による支援の視点 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要である。		
	(5) 仕事と生活の調和実現の視点 憲章においては、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。 働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされている。こうした取組については、地域においても、国及び地方公共団体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要である。		

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p>(6) すべての子どもと家庭への支援の視点</p> <p>次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要である。</p> <p>その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めるとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要である。</p>		
<p>(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点</p> <p>地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビースITTER等の様々な民間事業者、主任児童委員・児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要である。</p>		
<p>また、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十八条の二及び第四十八条の三の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要である。</p>		
<p>(8) サービスの質の視点</p> <p>利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要である。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要である。</p>		
<p>(9) 地域特性の視点</p> <p>都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要である。</p>		
<p><b>2 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たって必要とされる手続</b></p>		
<p>(1) 現状の分析</p> <p>市町村行動計画及び都道府県行動計画(以下「市町村行動計画等」という。)については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、利用者のニーズの実情、サービス提供の現状やサービス資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえ策定することが必要である。</p>		
<p>このため、次世代育成支援対策に関連する各種の資料を収集・分析し、その結果を計画の策定に活かしていくことが望ましい。</p>		
<p>(2) ニーズ調査の実施</p> <p>市町村は、サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量的及び質的なニーズを把握した上で市町村行動計画を策定するため、サービス対象者に対するニーズ調査を行うことが望ましい。</p> <p>調査に当たっては、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を把握できる内容で行うことが望ましい。</p>		

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p>また、都道府県は、ニーズ調査が円滑に行われるよう、市町村に対する助言やニーズ調査の共同実施をする場合の市町村間の調整等に努めることが望ましい。</p>		
<p>(3) 多様な主体の参画と情報公開            法第八条第三項及び第九条第三項では、市町村及び都道府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされていることから、計画の策定段階において、サービス利用者等としての地域住民の意見を反映させるため、公聴会、懇談会又は説明会の開催等を通じて計画策定に係る情報を提供するとともに、住民の意見を幅広く聴取し、市町村行動計画等に反映させることが必要である。</p>		
<p>また、法第八条第四項及び第九条第四項では、市町村及び都道府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることから、計画の策定段階において、地域協議会等を活用して事業主支援の方策の検討、事業主に求める支援策の検討、協働で実施をする施策の検討等を行い、説明会の開催等を通じて計画策定に係る情報を提供するとともに、事業主、労働者その他の関係者の意見を幅広く聴取し、市町村行動計画等に反映させることが求められる。            さらに、事業主、労働者、その他の関係者が主体となって、利用者の視点に立った評価指標を考える仕組みを誘導するなど、行動計画の策定段階からの多様な主体の参画を促進することも重要である。</p>		
<p>加えて、法第八条第五項及び第九条第五項では、市町村及び都道府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表することとされており、広報誌やホームページへの掲載等により適時かつ適切に広く住民に周知を図ることが必要である。</p>		
<p><b>3 市町村行動計画及び都道府県行動計画策定の時期等</b></p>		
<p>市町村行動計画等は五年ごとに、五年を一期として策定するものとされている。一回目に策定された市町村行動計画等（前期計画）については、平成十七年度から平成二十一年度までを計画期間としていることから、二回目に策定される市町村行動計画等（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを平成二十一年度までに行った上で、平成二十二年度から平成二十六年度までを後期計画の期間（以下「後期計画期間」という。）として、平成二十一年度中に策定することが必要である。</p>		
<p><b>4 利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入</b></p>		
<p>後期計画においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。            次世代育成支援対策の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。            また、個別事業を束ねた施策の指標に関しては、住民に分かりやすく周知し、提供するためにも、地方公共団体の取組状況について比較が可能となるよう、共通の指標を設定することが望ましい。国では、共通の指標例を示すので、これを参考に、市町村及び都道府県において意識調査等に基づき設定することが望ましい。</p>		

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p><b>5 市町村行動計画及び都道府県行動計画の実施状況の点検・評価及び推進体制</b></p>		
<p>法第八条第七項及び第九条第七項では、市町村及び都道府県は、定期的に、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画等に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされていることから、各種施策が利用者の直面している問題や課題の解消に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、その結果を毎年度の予算編成や事業実施に反映させる。計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立することが重要である。 この際、これら一連の過程を開かれたものとするため、地域における子育て支援事業の関係者や子育てに関する活動を行うNPO等が参画する場を設けることも考えられる。その際、地域協議会などを活用することも考えられる。</p>		
<p>また、法第八条第六項及び第九条第六項では、市町村及び都道府県は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないこととされており、この計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページへの掲載等により、住民に分かりやすく周知を図るとともに、住民の意見等を聴取しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要である。</p>		
<p><b>6 他の計画との関係</b></p>		
<p>(1) 保育計画等との調和</p>		
<p>市町村行動計画等は、保育計画（児童福祉法第五十六条の八に規定する市町村保育計画及び同法第五十六条の九に規定する都道府県保育計画をいう。以下同じ。）、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第八十条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、母子家庭及び寡婦自立促進計画（母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第九号）第十一条第二項第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画をいう。以下同じ。）、障害者計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第七条の二に規定する都道府県障害者計画及び市町村障害者計画をいう。）その他の法律の規定により、市町村又は都道府県が策定する計画であって、次世代育成支援に関する事項を定めるものとの間の調和が保たれたものとする必要がある。</p>		
<p>なお、市町村行動計画等と盛り込む内容が重複する他の法律の規定により、市町村又は都道府県が策定する計画については、市町村行動計画等と一体のものとして策定して差し支えない。</p>		
<p>(2) 市町村の基本構想との調和</p>		
<p>市町村行動計画については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想到に即したものとすることが必要である。</p>		
<p><b>四 市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準</b></p>		
<p><b>1 参酌標準について</b></p>		
<p>(1) 意義 法第七条第二項第三号においては、市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準（以下「参酌標準」という。）を定めるものとされている。 参酌標準は、各市町村において、女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるべきサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために提示するものである。</p>		

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p>(2) 性質 ニーズ調査等により把握した各事業の需要に基づき、次の2から10までに示す方法により、新待機児童ゼロ作戦（平成二十年二月二十七日厚生労働省策定）の目標年次である平成二十九年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成二十九年度目標事業量」という。）を設定した上で、後期計画期間の目標事業量については、当該平成二十九年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえつつ定めること。 また、2の平日昼間の保育サービス及び6の放課後児童健全育成事業に関しては、平成二十二年度が新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間の最終年度であることを踏まえて、目標事業量を定めること。</p>		
2 平日昼間の保育サービス		
<p>平日昼間の保育サービスの平成二十九年度目標事業量については、三歳未満児と三歳以上児に区分の上、次の方法により設定すること。</p>		
<p>(1) 就労形態別家庭類型ごとの潜在的サービス利用率の把握 ニーズ調査等により把握した共働き家庭、フルタイムとパートタイム家庭、専業主婦家庭、ひとり親家庭等の就労形態別の家庭区分（以下「就労形態別家庭類型」という。）ごとに、現に保育サービスを利用している家庭及び利用を希望している家庭を勘案した潜在的な保育サービスの利用率（以下「潜在的サービス利用率」という。）を算出する。</p>		
<p>(2) 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数の把握 就労形態別家庭類型ごとに、ニーズ調査等により把握した今後の就労希望を勘案した潜在的な家庭数（以下「潜在家庭数」という。）を算出する。</p>		
<p>(3) 平成二十九年度目標事業量の把握 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数に、就労形態別家庭類型ごとの潜在的サービス利用率を乗じて得た数を合算した数により、平成二十九年度目標事業量（定員数）を設定する。 後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を考慮し、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。</p>		
3 夜間帯の保育サービス		
<p>2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査等により把握した夜間帯の保育ニーズを勘案して、時間帯区分ごとに平成二十九年度目標事業量を設定すること。 後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を考慮し、延長保育事業、夜間保育事業及び夜間養護等事業で対応することを基本とし、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。</p>		
4 休日保育		
<p>2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査等により把握した休日の保育ニーズを勘案して平成二十九年度目標事業量を設定すること。 後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。</p>		
5 病児・病後児保育		
<p>2の平日昼間の保育サービスの平成二十九年度目標事業量（定員数）を病児・病後児保育の利用可能性がある者と捉えた上で、ニーズ調査等により把握した病児・病後児の発生頻度、サービスの利用実績及びサービスの利用希望を勘案して、平成二十九年度目標事業量を設定すること。 後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。</p>		

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p><b>6 放課後児童健全育成事業</b></p> <p>保育サービスとの連続性を重視し、ニーズ調査等により把握した次年度に就学予定の児童を有する家庭であって放課後児童クラブの利用を希望する家庭を勘案して、適切と見込まれる平成二十九年度目標事業量を設定すること。後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。</p>		
<p><b>7 一時預かり事業</b></p> <p>ニーズ調査等により把握した一時的に未就学の子どもを第三者に預けた日数の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、適切と考えられる平成二十九年度目標事業量を設定すること。後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。</p>		
<p><b>8 地域子育て支援拠点事業</b></p> <p>乳幼児とその保護者が、居宅より容易に移動することが可能な圏内に一箇所以上設置することを平成二十九年度目標事業量と設定すること。後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。</p>		
<p><b>9 ファミリー・サポート・センター事業</b></p> <p>市及び特別区にあっては、原則として一箇所以上の設置を平成二十九年度目標事業量と設定すること。町村にあっては、住民の利用希望等を踏まえ実施の必要性を検討した上で平成二十九年度目標事業量を設定すること。後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に定めること。</p>		
<p><b>10 短期入所生活援助事業</b></p> <p>宿泊を伴う預かりを必要とした日数の実績に基づき、ファミリー・サポート・センター事業等の他サービスによる対応の可能性も勘案しながら、適切と考えられる事業量を平成二十九年度目標事業量と設定すること。後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。</p>		
<p><b>五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項</b></p>		
<p><b>1 市町村行動計画</b></p>		
<p>市町村は、住民に最も身近な自治体としての役割を踏まえ、次世代育成支援対策を総合的に、かつ、きめ細かく行えるよう、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を市町村行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。</p>		
<p>市町村行動計画に盛り込むべき事項としては、法第八条第一項において、①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるものとする。</p>		
<p>計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。</p>		
<p>また、各施策の目標設定に当たっては、利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。</p>		
<p>なお、指定都市、中核市及び児童相談所設置市にあっては、行動計画策定指針において都道府県行動計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が処理することとされているものについては、適切に市町村行動計画に盛り込むことが必要である。</p>		

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
(1) 地域における子育ての支援		
ア 地域における子育て支援サービスの充実		
<p>専門主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が図られることが必要である。</p> <p>このため、市町村は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる児童福祉法第二十一条の九に規定する子育て支援事業(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、次の(エ)に掲げる同法第二十一条の十一の規定による子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等を行うことが必要である。</p> <p>さらに、市町村は、同法第二十一条の十の二の規定に基づき、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施する(ただし、その事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。)よう努めるとともに、同法第二十一条の十の三の規定に基づき、母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努める必要がある。</p>		
<p>また、これらの取組に際しては、親が障害を持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮が求められる。</p>		
(ア) 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業		
<p>① 厚生労働省令で定めるところにより、市町村における、原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することによって、i 子育てに関する情報の提供、ii 乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、iii 養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業（乳児家庭全戸訪問事業）</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業(市町村に事業実施の努力義務（児童福祉法第21条の10の2第1項） （次世代育成支援対策交付金、ガイドライン）</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>② 厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した i 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、ii 保護者に監護されることが不適当であると認められる児童及びその保護者、iii 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、これらの者の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業（養育支援訪問事業）</p>	<p>養育支援訪問事業(市町村に事業実施の努力義務（児童福祉法第21条の10の2第1項） 次世代育成支援対策交付金、ガイドライン）</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>③ 乳児又は幼児であって、市町村が児童福祉法第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士又は厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業（家庭的保育事業）</p>	<p>・家庭的保育事業</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>④ 保護者であってその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下この④において「援助希望者」という。)との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）</p>	<p>・ファミリー・サポート・センター</p>	<p>厚生労働省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項		具体的な国の施策（事業）	省庁名
(イ)	保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業		
①	小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第一条の二で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（放課後児童健全育成事業） なお、放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、教育委員会等と連携し、小学校や幼稚園を始めとする地域の社会資源の積極的な活用を検討しつつ、対策が必要な児童のすべてを受け入れる体制の整備を目標とした計画的な整備が必要である。また、その運営に当たっては、民間施設等の活用、高齢者を始めとする地域の人材の活用等、地域の実情に応じた効果的・効率的な取組を推進することが必要である。	・ 放課後児童健全育成事業（放課後子どもプラン）	厚生労働省
		・ 新待機児童ゼロ作戦	厚生労働省
②	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、市町村長が適当と認めるときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の四に定める施設において必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業）	・ ショートステイ事業	厚生労働省
③	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めるときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則第一条の四に定める施設において必要な保護を行う事業（夜間養護等事業）	・ トワイライトステイ事業	厚生労働省
④	次に掲げる児童であって、その保護者の労働その他の理由により、家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育所その他の施設、病院又は診療所 <sup>㉞</sup> に掲げる児童にあつては、病院又は診療所）において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業（市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。）（病児・病後児保育事業） ㉞ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものに限る。） ㉟ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものを除く。）	・ 病児・病後児保育事業	厚生労働省
⑤	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（一時預かり事業）	・ 一時預かり事業	厚生労働省
⑥	乳幼児であつて、その保護者の労働その他の理由により、一月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生ずるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業（市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。）（特定保育事業）	・ 特定保育事業	厚生労働省
⑦	幼稚園に在籍している幼児につき、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行う事業	・ 学校教育法の改正 ・ 幼稚園教育要領の改訂	文部科学省 厚生労働省

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項		具体的な国の施策（事業）	省庁名
(ウ)	地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業		
①	(ア)④に掲げる事業	・ファミリー・サポート・センター	厚生労働省
②	厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（地域子育て支援拠点事業）	・地域子育て支援拠点事業	厚生労働省
③	幼稚園において、幼児教育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、その他必要な援助を行う事業	・学校教育法の改正 ・幼稚園教育要領の改訂 ・私立幼稚園に対して特別な助成を行う都道府県に対する補助を実施	文部科学省
(エ)	市町村における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施		
	(ア) から (ウ) までに掲げる子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を行う事業	・「子育て支援総合コーディネーター」の配置	厚生労働省
イ	保育サービスの充実		
	保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要であり、特に、待機児童が多い市町村においては、市町村保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが必要である。 こうした保育サービスの充実にあたっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して、保育所、家庭的保育、認定こども園、幼稚園の預かり保育など多様な保育により量的に拡充するとともに、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育事業の充実により多様な保育需要に対応するなど、地域の実情に応じた取組を行うことが必要である。 また、保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供や、保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保などを行うことが必要である。なお、質の向上にあたっては、保育所職員の研修体制の充実、地域の関係機関との積極的な連携・協力などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、市町村行動計画にもその内容を反映させることが期待される。 さらに、保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等についても取組を進めることが望ましい。	・良質な認可外保育施設の認可化支援 ・保育の供給体制の確保に関する計画策定の義務付け ・延長保育事業 ・休日保育事業 ・夜間保育推進事業 ・第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業 ・新待機児童ゼロ作戦等 ・家庭的保育事業	厚生労働省

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病児・病後児保育事業</li> <li>・ 保育所における室の向上のためのアクションプログラムの策定</li> <li>・ 認定こども園</li> <li>・ 安心こども基金等による認定こども園への財政措置</li> <li>・ 「幼児教育振興アクションプログラム」の推進</li> </ul>	<p>文部科学省 厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>
<p>ウ 子育て支援のネットワークづくり</p> <p>子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行うことが必要である。</p> <p>また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援マップや子育てガイドブックの作成・配布</li> <li>・ 女性の農業経営と育児等を両立支援し、経営者として成長するために必要な助言を行う相談員の養成を支援</li> </ul>	<p>厚生労働省</p> <p>農林水産省</p>
<p>エ 児童の健全育成</p> <p>地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要である。</p> <p>また、児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取組を進めることが効果的である。とりわけ、児童の健全育成の拠点施設の一つである児童館が、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、地域における中学生・高校生の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。青少年教育施設は、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供等を行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進することが望ましい。</p> <p>さらに、このような社会資源を活用して、福祉部局と教育委員会が連携し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりにも配慮することが望ましい。</p> <p>また、主任児童委員又は児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めることが必要である。</p> <p>あわせて、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。また、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童館の整備</li> <li>・ 民間児童館活動事業</li> <li>・ 児童厚生員等研修事業</li> <li>・ 全国地域活動連絡協議会ブロック別指導者研修会の実施</li> <li>・ 児童ふれあい交流促進事業</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>・ 子育て支援の地域ネットワークを構築する子育て支援委員会事業</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>

「行動計画策定指針」(事項別国の施策状況入り)

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策(事業)	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人国立青少年教育振興機構での事業</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校における長期自然体験活動の指導者養成等や、青少年の課題に対応した体験活動の推進</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題行動等への対応のため、関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方などを調査研究</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーを配置し、その活用方法等について調査研究</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ等の問題行動に対応するため、外部の専門家等からなるチームの設置・派遣の在り方を調査研究</li> </ul>	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他校のモデルとなる様々な体験活動を実施する学校の指定</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非行等問題を抱える青少年の立ち直りを支援する事業の実施</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもゆめ基金」による、民間団体が行う子どもの体験活動等への助成</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)</li> </ul>	

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ケースや課題ごとに、権限を有する関係機関が協働して対応することを目的とする少年サポートチームの結成を促進</li> <li>・学校における生徒指導の支援、児童の安全確保、非行・犯罪被害防止教育の支援等を行うスクールサポーター制度の導入促進</li> <li>・シルバー人材センターによる子育て支援事業の実施</li> </ul>	<p>警察庁</p> <p>厚生労働省</p>
<p>オ その他</p> <p>アからエまでに掲げる施策を実施するに当たっては、地域の高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ることが必要である。</p> <p>また、幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進することや各種の子育て支援サービスの場として学校の余裕教室等公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗を活用することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法の改正</li> <li>・幼稚園教育要領の改訂</li> <li>・私立幼稚園に対して特別な助成を行う都道府県に対する補助を実施（再掲）</li> <li>・公立学校の廃校施設・余裕教室を学校施設以外に転用する際の手続き（財産処分手続）を簡素化・弾力化し、放課後児童クラブや児童福祉施設等、地域の実情に応じて積極的に活用されるようその取組みを支援</li> <li>・商店街の空き店舗を借り上げて改装等を行い、保育施設や親子交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営する際の改装費や家賃等を補助</li> </ul>	<p>文部科学省</p> <p>経済産業省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p><b>(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</b></p> <p>母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実を図られる必要がある。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえたものとするともに、母子保健推進員、愛育班等の地域に根ざした住民活動との連携等についても留意することが望ましい。</p> <p>さらに、市町村保健センター等市町村において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要である。</p>	<p>・母子保健推進員に対する指導者研修や愛育班などの組織活動を育成する母子保健地域組織育成事業等の推進</p>	<p>厚生労働省</p>
<p><b>ア 子どもや母親の健康の確保</b></p> <p>妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要である。</p> <p>特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要である。</p> <p>また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。</p> <p>さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行うことが望ましい。</p>	<p>・子どもの事故防止等、母子保健施策として地域の実情に応じた先駆的事业の推進</p>	<p>厚生労働省</p>
<p><b>イ 「食育」の推進</b></p> <p>朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めることが必要である。</p> <p>また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めることが必要である。</p>	<p>・食生活学習教材の作成・配布など食に関する指導の充実</p> <p>・食育に関する先駆的・モデル的事业を実施する自治体への助成等を行うことにより、「食育」を推進</p> <p>・「食事バランスガイド」を活用して、日本型食生活の実践の推進</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>農林水産省</p>
<p><b>ウ 思春期保健対策の充実</b></p> <p>10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要である。</p> <p>また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要である。</p>	<p>・薬物乱用防止教室の開催を推進するため、警察官、麻薬取締官〇B等の外部講師に対する講習会を実施するとともに、教職員、保護者等を対象とした薬物乱用防止の普及啓発のためのシンポジウムや広報啓発活動等を実施。</p>	

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<p>・児童生徒が自らの心と体を守ることができるようにするため、喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題について、総合的に解説する啓発教材を作成・配布。</p> <p>・各診療科の専門医を学校に派遣し、専門医による児童生徒等の健康相談を行うとともに、専門医や各市町村の保健部局と連携しながら、子どもの健康管理の充実や保護者への啓発活動等をモデル的に行う実践事業を実施。</p> <p>・性に関する教育を行う上での基本的な考え方が十分に浸透していない状況を踏まえ、学校において適切な性に関する教育が実施されるよう、効果的な指導方法について実践研究を行うとともに、指導講習会を実施。</p> <p>・精神保健福祉センター等で児童思春期の専門相談等を取り入れ、各機関での活動の充実を図るとともに、関係機関との連携に取り組んでいる都道府県等を選定し、ケースマネジメントに関するモデル事業を実施</p> <p>・思春期の子どもが性に関する知識を持ち、性差を十分に理解してお互いを尊重しあうとともに責任ある行動の涵養を図ることができるよう取組を推進</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>エ 小児医療の充実</p>		
<p>小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣の市町村及び関係機関との連携の下、積極的に取り組むことが必要である。</p>	<p>・小児救急医療圏単位で休日及び夜間における小児科医を確保する小児救急医療支援事業の実施</p>	<p>厚生労働省</p>
<p><b>（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</b></p>		
<p>ア 次代の親の育成</p>		
<p>男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。</p> <p>また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。</p> <p>特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進することが必要である。</p>	<p>・女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修等、男女共同参画社会の形成に資する実践的な事業を実施</p> <p>・他校のモデルとなる様々な体験活動を実施する学校の指定（再掲）</p>	<p>文部科学省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館、公民館、保健センターなどにおける年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業</li> </ul>	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村の男女共同参画の推進</li> </ul>	農林水産省
<p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めることが必要である。</p>		
<p>(ア) 確かな学力の向上 子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進することが望ましい。 全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒の学力、学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題がみられる学校の改善に向けた取組への支援を行うことが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上支援事業</li> <li>・理科教育設備整備費等補助</li> <li>・英語教育改革総合プラン</li> <li>・理科支援員等配置事業</li> <li>・理数系教員指導支援力向上研修</li> <li>・理科教材開発・活用支援</li> <li>・サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト</li> <li>・スーパーサイエンスハイスクール</li> <li>・国際科学技術コンテスト支援事業</li> <li>・未来の科学者養成講座</li> <li>・新学習指導要領移行措置に対応する算数・数学、理科の補助教材の作成・配布事業</li> <li>・新学習指導要領の周知</li> <li>・全国学力・学習状況調査の実施とその結果を活用した学校改善への支援</li> <li>・少人数教育の充実</li> <li>・外部人材の活用</li> </ul>	文部科学省
<p>(イ) 豊かな心の育成 豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力により、農山漁村における長期宿泊体験活動をはじめとした多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「心のノート」を小学校第1・3・5学年及び中学校第1学年の全児童生徒に配布</li> <li>・道徳教育の指導方法・指導体制に関する実践研究及び道徳教育に関する指導者を養成するための研修を実施</li> <li>・他校のモデルとなる様々な体験活動を実施する学校の指定（再掲）</li> </ul>	

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問題行動等への対応のため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員等を配置する事業への補助。</li> <li>・ いつでも相談機関に相談できるう、夜間・休日を含め24時間電話相談を実施する事業への補助</li> <li>・ 問題行動等への対応のため、関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方などを調査研究（再掲）</li> <li>・ スクールソーシャルワーカーを配置し、その活用方法等について調査研究（再掲）</li> <li>・ いじめ等の問題行動に対応するため、外部の専門家等からなるチームの設置・派遣の在り方を調査研究（再掲）</li> <li>・ 非行等問題を抱える青少年の立ち直りを支援する事業の実施（再掲）</li> <li>・ 学校や地域社会における子どもたちの文化活動や鑑賞機会を充実</li> <li>・ 少年サポートチームの結成を促進</li> <li>・ 学校における生徒指導の支援、児童の安全確保、非行・犯罪被害防止教育の支援等を行うスクールサポーター制度の導入促進</li> </ul>	<p>文部科学省</p> <p>警察庁</p>
<p>(ウ) 健やかな体の育成</p>		
<p>子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数校合同運動部活動、総合運動部活動の推進</li> <li>・ 運動部活動等への外部指導者の活用の促進</li> <li>・ 独立行政法人教員研修センターにおいて、体育の教員に対する子どもの体力向上指導者養成研修を開催</li> </ul>	<p>文部科学省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p>(エ) 信頼される学校づくり</p> <p>学校運営協議会制度（いわゆるコミュニティ・スクール）の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた学校選択制の普及等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めることが望ましい。また、指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適正に行うとともに、教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校及び学校安全ボランティアに対する警備のポイントの指導等を行うスクールガード・リーダーの巡回等により、学校の安全の確保を図るための取組等を推進</li> <li>・学校運営協議会の設置（いわゆるコミュニティ・スクール）を促進</li> <li>・いじめ等の問題行動に対応するため、外部の専門家等からなるチームの設置・派遣の在り方を調査研究（再掲）</li> <li>・学校選択制について、事例集の作成、配布などにより特色的な取組を紹介</li> <li>・改正教育公務員特例法や「指導が不適切な教員に対するガイドライン」を踏まえた人事管理システムを整備・運用するよう、各教育委員会を指導</li> <li>・「安全・安心な学校づくり交付金」事業等により、公立学校施設の耐震化等、公立学校施設整備を推進</li> </ul>	<p>文部科学省</p>
<p>(オ) 幼児教育の充実</p> <p>生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが重要である。また、幼児教育の充実のため、各地域の実情を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「幼児教育振興アクションプログラム」の推進</li> </ul>	<p>文部科学省</p>
<p>ウ 家庭や地域の教育力の向上</p> <p>学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指す必要がある。</p>		

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p>(ア) 家庭教育への支援の充実</p> <p>都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。</p> <p>教育の原点である家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うことが必要である。また、その成果を広く共有し、きめ細かな家庭教育支援が実施される必要がある。</p> <p>さらに、早寝早起きや朝食を摂るなどの、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えることが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問型家庭教育相談体制充実事業の実施</li> <li>・ 学校・家庭・地域の連携協力推進事業のうち家庭教育支援基盤形成事業の実施</li> <li>・ 家庭教育手帳の作成</li> <li>・ 子どもの生活習慣づくり支援事業の実施</li> </ul>	<p>文部科学省</p>
<p>(イ) 地域の教育力の向上</p> <p>子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではなくぐんでいくことが必要である。</p> <p>このため、地域住民や関係機関等の協力によって、学校と地域とのパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、森林等の豊かな自然環境等、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげることが必要である。</p> <p>また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合型地域スポーツクラブや広域スポーツセンターの育成支援</li> <li>・ 「子どもゆめ基金」による、民間団体が行う子どもの体験活動等への助成（再掲）</li> <li>・ 小学校における長期自然体験活動の指導者養成等や、青少年の課題に対応した体験活動の推進（再掲）</li> <li>・ 独立行政法人国立青少年教育振興機構での事業（再掲）</li> <li>・ 地域全体で学校教育を支援する体制をつくる学校支援地域本部の設置を推進する。</li> </ul>	<p>文部科学省</p>



「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる問題に対し、地域の実情に応じた有害情報対策事業を総合的に支援</li> <li>・ 有害情報に係る犯罪・被害、トラブル対応事例に関する映像資料の作成と保護者・青少年への啓発活動の推進</li> </ul>	<p>文部科学省</p>
<b>（４）子育てを支援する生活環境の整備</b>		
<p>ア 良質な住宅の確保</p>		
<p>住生活基本計画（平成十八年九月十九日閣議決定）に基づき、深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されないファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが望ましい。</p> <p>また、子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、小さな子どもがいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等に積極的に取り組むとともに、子育て世帯の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報提供を進めることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域優良賃貸住宅（入居資格の緩和や優先入居）</li> <li>・ 公営住宅（入居資格の緩和や優先入居）</li> <li>・ あんしん賃貸支援事業</li> </ul>	<p>国土交通省</p>
<p>イ 良好な居住環境の確保</p>		
<p>住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を行うことが望ましい。</p> <p>また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。</p> <p>さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備</li> <li>・ 市街地再開発事業における子育て支援施設との一体的整備</li> <li>・ 住宅市街地総合整備事業</li> <li>・ シックハウス対策</li> <li>・ 21世紀都市居住緊急促進事業、先導型再開発緊急促進事業</li> </ul>	<p>国土交通省</p>
<p>ウ 安全な道路交通環境の整備</p>		
<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進することが望ましい。</p> <p>また、事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進</li> <li>・ 通学路における歩道等の整備を推進</li> </ul>	<p>国土交通省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
エ 安心して外出できる環境の整備		
<p>(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化</p> <p>妊産婦、乳幼児連れの人等すべての人が安心して外出できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。あわせて、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていくことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインによる都市公園等の整備を推進</li> <li>・歩行空間のバリアフリー化を推進</li> <li>・河川空間のバリアフリー化を推進</li> <li>・鉄道駅等の旅客施設、バスなどの車両等のバリアフリー化を推進</li> <li>・公共交通機関の旅客施設及び車両等に関する移動等円滑化整備ガイドラインを策定(平成19年7月)。</li> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（平成18年6月21日公布）</li> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく都市公園のバリアフリー化の推進</li> </ul>	国土交通省
(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備		
<p>公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街の空き店舗を借り上げて改装等を行い、保育施設や親子交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営する際の改装費や家賃等を補助（再掲）</li> <li>・女性アグリサポートセンターを整備し、女性の経営参画を促進</li> <li>・育児用スペース等を備えた活動拠点施設の整備</li> <li>・ユニバーサルデザインによる都市公園等の整備を推進（再掲）</li> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく都市公園のバリアフリー化の推進</li> </ul>	<p>経済産業省</p> <p>農林水産省</p> <p>国土交通省</p>
(ウ) 子育て世帯への情報提供		
<p>「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上での交通バリアフリー情報提供</li> </ul>	国土交通省

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p>オ 安全・安心まちづくりの推進等</p> <p>子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。 また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。</p>	<p>・警察における安全・安心まちづくりの方針を定めた「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づく取組みの推進</p> <p>・まちづくり交付金、地域住宅交付金を活用した防犯設備の設置</p> <p>・「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の実施により、防犯に配慮した公共施設等の整備・管理の普及を促進。</p> <p>・「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」における防犯性能試験結果に基づいて作成される「防犯性能の高い建物部品目録」の普及促進</p>	<p>警察庁 国土交通省</p>
<p>（5）職業生活と家庭生活との両立の推進</p>		
<p>ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</p> <p>仕事と生活の調和の実現については、憲章及び行動指針において、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていく必要があるとされている。 このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫の基に、次のような施策を進めることが望ましい。この際、都道府県、地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、都道府県労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要である。 （ア） 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発 （イ） 次世代育成支援対策推進法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発 （ウ） 仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等 （エ） 研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣 （オ） 認定マーク（くるみん）の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促進</p>	<p>・「両立指標」の周知及び活用の促進等によるファミリー・フレンドリー企業の普及促進</p> <p>・育児休業の取得率等について設定した社会全体の目標値の達成に向けて、事業主等に対して意識啓発を実施</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備</p> <p>保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センターの設置促進等多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。</p>	<p>・ファミリー・サポート・センター</p> <p>・育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等関係法令の周知・啓発</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の農業経営と育児等を両立支援し、経営者として成長するために必要な助言を行う相談員の養成を支援</li> </ul>	農林水産省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「出産・育児による研究中断からの復帰支援」（特別研究員事業）を実施</li> </ul>	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性研究者支援モデル育成」（科学技術振興調整費）を実施</li> </ul>	
(6) 子ども等の安全の確保		
ア 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進		
<p>子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。</p>		
(ア) 交通安全教育の推進		
<p>子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者を育成することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全教育指針を作成し、公表</li> </ul>	警察庁
(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底		
<p>チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの貸出制度等を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャイルドシートの正しい使用の徹底が推進されるよう指導・調整を行うとともに、交通の方法に関する教則を作成し、公表</li> <li>・自転車用ヘルメットの着用促進を含め、自転車の通行ルールやマナーを示したポスター・チラシを作成</li> </ul>	警察庁
(ウ) 自転車の安全利用の推進		
<p>児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、現在、幼児二人同乗用自転車の開発に向けた取組が行われていることを踏まえ、少子化対策や子育て支援の観点から同自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討することが必要である。</p>		
イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進		
<p>子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。</p>		
(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報の提供を推進</li> </ul>	
(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報について、関係機関・団体との情報交換を推進</li> </ul>	

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項		具体的な国の施策（事業）	省庁名
(ウ)	学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進するとともに、学校と警察との橋渡し役としてのスクールサポーター制度の導入を促進	・警察官に同行しての合同パトロールの実施、防犯ボランティアの活動についての広報等による支援を推進	警察庁
		・学校における生徒指導の支援、児童の安全確保、非行・犯罪被害防止教育の支援等を行うスクールサポーター制度の導入促進	
(エ)	子どもが犯罪の被害に遭わないようするための防犯講習の実施	・防犯設備士等の専門家の参加を得、犯罪類型、対象者等に応じた、参加・体験・実践型の防犯学習を推進	警察庁 文部科学省
		・子ども防犯テキストとそのCD-ROMを作成し、全国の小学校及び警察署へ配布するとともに、警察庁のホームページに掲載	
		・防犯教室の開催を推進するなど、学校安全の充実等に関する総合的な取組を推進	
(オ)	子どもの安全確保のために活動する防犯ボランティア等に対する支援	・「子ども110番の家」に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を推進	警察庁
		・子どもの安全確保のための活動を行う防犯ボランティア団体に対し、防犯パトロール用品の無償貸与等の支援を行う「地域安全安心ステーション」推進事業を展開	
ウ	被害に遭った子どもの保護の推進		
	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。	・「被害少年カウンセリングアドバイザー」及び「被害少年サポーター」の委嘱を促進	警察庁
		・問題行動等への対応のため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員等を配置する事業への補助。（再掲）	

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<p>・いつでも相談機関に相談できるう、夜間・休日を含め24時間電話相談を実施する事業への補助。（再掲）</p> <p>・スクールソーシャルワーカーを配置し、その活用方法等について調査研究（再掲）</p>	<p>文部科学省</p>
<p>（7）要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p>		
<p>ア 児童虐待防止対策の充実</p>		
<p>（ア）関係機関との連携等</p> <p>児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。特に、「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）は、児童虐待の発生予防から保護・支援に至るまですべての段階で有効であり、NPO法人、ボランティア等民間団体の参加を得るとともに、単なる情報交換の場にとどまらず、個別のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、その設置に努めなければならない。</p> <p>また、同ネットワークが有効に機能するために、その運営の中核となる要保護児童対策調整機関に専門性を有する職員を配置するなどの機能強化を図ることも必要である。</p> <p>なお、当該調整機関の職員を始めとする関係者の資質向上のため、都道府県等が実施する講習会等に参加することも必要である。</p> <p>さらに、市町村は、出頭要求、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合は、都道府県知事又は児童相談所長に通知することや、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、都道府県が行う検証作業に参加・協力すること等を通じ、都道府県と連携した取組を進める必要がある。</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （次世代育成支援対策交付金）</p> <p>地方公共団体における重大事例の検証の責務（児童虐待防止法第4条第5項に規定） （社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において取りまとめられた、第1時報告から第4時報告までの子ども虐待による死亡事例等の検証結果総括報告書等）</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>（イ）発生予防、早期発見・早期対応等</p> <p>児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係団体との連携、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげる必要がある。</p> <p>また、このような適切な支援や虐待の早期発見・早期対応を行うためには、市町村において児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村の間で、効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制の構築を図る必要がある。</p> <p>さらには、虐待の早期発見等のため、主任児童委員・児童委員等を積極的に活用することも必要である。</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （次世代育成支援対策交付金）</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業（市町村に事業実施の努力義務（児童福祉法第21条の10の2第1項） （次世代育成支援対策交付金、ガイドライン）</p> <p>養育支援訪問事業（市町村に事業実施の努力義務（児童福祉法第21条の10の2第1項） （次世代育成支援対策交付金、ガイドライン）</p>	<p>厚生労働省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項		具体的な国の施策（事業）	省庁名
		・ 児童家庭支援センターを拡充	
		・ 虐待の早期発見と適切な事件化に努めるとともに、児童へのカウンセリング等の支援、関係機関との連携強化等を推進	警察庁
イ	母子家庭等の自立支援の推進		
	母子家庭等が増加している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法等の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要である。 具体的には、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育所の入所及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、市及び福祉事務所を設置する町村においては、国の基本方針に則して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定する等により母子家庭等就業・自立支援事業や母子家庭自立支援給付金事業等を総合的・計画的に進め、母子家庭等に対する支援を充実させるとともに、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めることが必要である。 また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるように努めることも重要である。 さらに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を行うことが必要である。	・ ショートステイ、トワイライトステイの実施（再掲）  ・ 一時的な生活援助や子育て支援を提供する日常生活支援事業を実施  ・ ひとり親家庭生活支援事業の実施  ・ 母子家庭自立支援給付金事業の実施  ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施  ・ 母子寡婦福祉資金の貸付  ・ 児童扶養手当の支給  ・ 母子自立支援プログラム策定事業の実施	厚生労働省
		・ ジョブ・カード制度による職業訓練の実施等	厚生労働省
ウ	障害児施策の充実		
	障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要である。 また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童デイサービス事業を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等家族への支援も併せて行うことが必要である。 さらに、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等発達障害を含む障害のある児童生徒については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、教員の資質向上を図りつつ、一人一人のニーズに応じた適切な教育的支援を行うことが必要である。 また、発達障害者支援センターにおける相談を紹介することが必要である。特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知も必要であり、さらに家族が適切な育児を行えるよう支援を行うことも必要である。 保育所においては、障害児の受入れを推進するとともに、放課後児童健全育成事業においても同様に障害児の受入を推進する。 受入に当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要である。	・ 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業の実施  ・ 発達障害教育情報センターを独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に設置  ・ 発達障害早期総合支援モデル事業の実施  ・ 高等学校における発達障害支援モデル事業の実施  ・ 特別支援教育就学奨励費の負担等の実施	

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育支援員の配置に係る経費について地方財政措置</li> <li>・ 特別支援学校教員専門性向上事業の実施</li> <li>・ 特別支援学校等の指導充実事業の実施</li> <li>・ 発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業の実施</li> <li>・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の研修において、教育職員免許法認定講習を併せて実施し、特別支援学校の免許状取得のための単位取得を実施。さらに教員免許状更新制の本格実施を踏まえ、学校の夏季休業期間中に、更新講習を開設するよう計画。</li> </ul>	<p>文部科学省</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護事業を実施</li> <li>・ 児童デイサービス事業を実施</li> <li>・ 家族等が、疾病等を理由に一時的に居宅において介護ができなくなった場合に、一時的に障害者支援施設等に入所する事業を実施</li> <li>発達障害情報センターによる情報の提供</li> <li>発達障害者支援センターによる本人や家族に対する相談支援、発達支援の提供や、関係機関に対する情報提供及び研修</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所において保育に欠ける障害児の受入を推進及び関係機関との連携</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>
<p><b>2 都道府県行動計画</b></p>		
<p>都道府県は、次に掲げる都道府県が実施する施策と併せて、各市町村の計画的な施策の実施を支援するための措置を含めて、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を都道府県行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。</p>		
<p>都道府県行動計画に盛り込むべき事項としては、法第九条第一項において、①地域における子育ての支援、②保護を要する子どもの養育環境の整備、③母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、④子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、⑤子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑥職業生活と家庭生活との両立の推進、⑦その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるものとする。</p>		

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p>計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。</p>		
<p>また、各施策の目標設定に当たっては、市町村行動計画も踏まえて、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。</p>		
<p><b>（１）地域における子育ての支援</b></p>		
<p><b>ア 地域における子育て支援サービスの充実</b>                      子育て支援に関するシンポジウムやセミナーの開催等により、地域全体で子育ての在り方を考えるための気運づくりや、子育て支援や児童の健全育成に資するための子どもの視点に立った人材の確保・養成及び質の向上に努めることが必要である。                      また、特定の市町村において、単独では実施することが困難なサービスがある場合には、広域的な観点から、市町村間の調整を行うことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童厚生員等研修事業</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>
<p><b>イ 保育サービスの充実</b>                      子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保などに努めることが必要である。なお、質の向上に当たっては、保育所職員の研修体制の充実、地域の関係機関との積極的な連携・協力などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、都道府県行動計画にもその内容を反映させることが期待される。                      また、認定こども園の設置促進など地域や職場の実情に応じた取組を推進していくことが重要である。                      さらに、区域内に待機児童が多い市町村を有する都道府県においては、市町村と連携を図りつつ、都道府県保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業</li> <li>・ 保育の供給体制の確保に関する計画策定の義務付け</li> <li>・ 新待機児童ゼロ作戦</li> <li>・ 保育所における室の向上のためのアクションプログラムの策定</li> <li>・ 認定こども園</li> <li>・ 安心こども基金等による認定こども園への財政措置</li> </ul>	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学賞 厚生労働省</p>
<p><b>ウ 子育て支援のネットワークづくり</b>                      子育て支援サービス等の質の向上等を図る観点から、子育て支援サービスの都道府県の区域におけるネットワークの形成を促進するとともに、子育て支援サービス等に関する市町村やNPO等の先進的な取組事例を収集し、情報提供する等の支援を行うことが望ましい。</p>		

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
エ 児童の健全育成		
<p>児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等との連携・協力体制の構築を図ることが必要である。</p> <p>また、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。さらに、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館の整備</li> <li>・児童厚生員等研修事業（再掲）</li> <li>・全国地域活動連絡協議会ブロック別指導者研修会の実施</li> </ul>	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人国立青少年教育振興での事業（再掲）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校における長期自然体験活動の指導者養成等や、青少年の課題に対応した体験活動の推進（再掲）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題行動等への対応のため、関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方などを調査研究（再掲）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーを配置し、その活用方法等について調査研究（再掲）</li> </ul>	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ等の問題行動に対応するため、外部の専門家等からなるチームの設置・派遣の在り方を調査研究（再掲）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非行等問題を抱える青少年の立ち直りを支援する事業の実施（再掲）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもゆめ基金」による、民間団体が行う子どもの体験活動等への助成（再掲）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ケースや課題ごとに、権限を有する関係機関が協働して対応することを目的とする少年サポートチームの結成を促進</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における生徒指導の支援、児童の安全確保、非行・犯罪被害防止教育の支援等を行うスクールサポーター制度の導入促進</li> </ul>	警察庁

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p><b>(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</b></p> <p>母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、母子保健施策等の充実を図られる必要がある。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえたものとするのが望ましい。</p> <p>さらに、保健所等都道府県において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要である。</p>	<p>・「健やか親子21」全国大会やシンポジウムの開催などによる情報提供の推進。「健やか親子21推進協議会」の設置等</p>	<p>厚生労働省</p>
<p><b>ア 子どもや母親の健康の確保</b></p> <p>安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、救急医療を必要とする未熟児及び妊産婦に対応するため、周産期医療ネットワークの整備を図る等周産期医療体制の整備を進めることが必要である。</p> <p>また、様々な機会を通じて、誤飲、転落、転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。</p> <p>さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、医療機関等に対する積極的な情報の提供等を行うことが望ましい。</p> <p>また、出産を望みながらも精神的又は経済的な負担に悩む妊婦に対しては、市町村と連携を図りつつ、相談等の支援の充実を図ることが望ましい。</p>	<p>・周産期医療ネットワークの整備、総合周産期母子医療センター運営事業、地域周産期母子医療センター運営事業、小児医療施設・設備整備事業、周産期医療施設・設備整備事業等</p> <p>・子どもの事故防止等、母子保健施策として地域の実情に応じた先駆的事業の推進</p> <p>・「いいお産」についての啓発・普及の推進</p> <p>・保健所等において、妊娠・出産についての悩みに応ずる女性健康相談事業を実施</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p><b>イ 「食育」の推進</b></p> <p>「食事バランスガイド」等の食生活上の指針等を参考とした乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。</p>	<p>・食生活学習教材の作成・配布など食に関する指導の充実</p> <p>・食育に関する先駆的・モデル的事业を実施する自治体への助成等を行うことにより、「食育」を推進</p> <p>・「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の実践を促進（にっぽん食育推進事業）</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>農林水産省</p>
<p><b>ウ 思春期保健対策の充実</b></p> <p>性に関する健全な意識の醸成を図るため、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制の整備を図るとともに、性に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。</p> <p>また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要である。</p>	<p>・薬物乱用防止教室の開催を推進するため、警察官、麻薬取締官OB等の外部講師に対する講習会を実施するとともに、教職員、保護者等を対象とした薬物乱用防止の普及啓発のためのシンポジウムや広報啓発活動等を実施。</p>	

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<p>児童生徒が自らの心と体を守ることができるようにするため、喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題について、総合的に解説する啓発教材を作成・配布。</p> <p>各診療科の専門医を学校に派遣し、専門医による児童生徒等の健康相談等を行うとともに、専門医や各市町村の保健部局と連携しながら、子どもの健康管理の充実や保護者への啓発活動等をモデル的に行う実践事業を実施。</p> <p>性に関する教育を行う上での基本的な考え方が十分に浸透していない状況を踏まえ、学校において適切な性に関する教育が実施されるよう、効果的な指導方法について実践研究を行うとともに、指導講習会を実施。</p>	<p>文部科学省</p>
	<p>・精神保健福祉センター等で児童思春期の専門相談等を取り入れ、各機関での活動の充実を図るとともに、関係機関との連携に取り組んでいる都道府県等を選定し、ケースマネジメントに関するモデル事業を実施</p> <p>・思春期の子どもが性に関する知識を持ち、性差を十分に理解してお互いを尊重しあうとともに責任ある行動の涵養を図ることができるよう取組を推進</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>エ 小児医療の充実</p> <p>子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小児救急患者を受け入れる小児救急医療体制の整備を推進することが必要である。</p>	<p>・小児救急医療圏単位で休日及び夜間における小児科医を確保する小児救急医療支援事業の実施</p> <p>・広域での小児救急医療患者を受け入れる小児救急医療拠点病院運営事業の実施</p>	<p>厚生労働省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日及び夜間において専門家が助言・情報提供を行い保護者の不安の解消及び症状に応じた適切な医療の提供を図る小児救急電話相談事業（#8000）の実施</li> </ul>	
<p>オ 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進</p> <p>治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性特定疾患について、小児慢性特定疾患治療研究事業を着実に実施することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児慢性特定疾患治療研究事業</li> </ul>	厚生労働省
<p>カ 不妊治療対策の充実</p> <p>子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受けるケースが多くなっていることを踏まえ、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図るとともに、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療への経済的支援を行うことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「不妊専門相談センター事業」</li> </ul>	厚生労働省
<p><b>（３）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</b></p>		
<p>ア 次代の親の育成</p>		
<p>男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。</p> <p>また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。</p> <p>特に、若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、特に不安定就労若年者（フリーター）等に対し、意識啓発や職業訓練等を積極的に行うことにより、若年者の能力開発を推進し、適職選択による安定就労及びキャリア形成を支援することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修等、男女共同参画社会の形成に資する実践的な事業を実施</li> <li>・ジョブ・カード制度による職業訓練の実施等</li> <li>・農山漁村の男女共同参画の推進</li> </ul>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>農林水産省</p>
<p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</p>		
<p>次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めることが必要である。</p>		
<p>（ア）確かな学力の向上</p>		
<p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進することが望ましい。</p> <p>また、高等学校においては、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を高等学校の指導改善等に活用することなどを通じた教育の質の保証と向上を促すことが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上支援事業</li> <li>・理科教育設備整備費等補助</li> <li>・英語教育改革総合プラン</li> <li>・理科支援員等配置事業</li> <li>・理数系教員指導支援力向上研修</li> <li>・理科教材開発・活用支援</li> <li>・サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト</li> <li>・スーパーサイエンスハイスクール</li> <li>・国際科学技術コンテスト支援事業</li> <li>・未来の科学者養成講座</li> </ul>	<p>文部科学省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領移行措置に対応する算数・数学、理科の補助教材の作成・配布事業</li> <li>・新学習指導要領の周知</li> <li>・全国学力・学習状況調査の実施とその結果を活用した学校改善への支援。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数教育の充実</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部人材の活用</li> </ul>	
<p>(イ) 豊かな心の育成</p> <p>豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力により、農山漁村における長期宿泊体験活動をはじめとした多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「心のノート」を小学校第1・3・5学年及び中学校第1学年の全児童生徒に配布</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育の指導方法・指導体制に関する実践研究及び道徳教育に関する指導者を養成するための研修を実施</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他校のモデルとなる様々な体験活動を実施する学校の指定（再掲）</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題行動等への対応のため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員等を配置する事業への補助。（再掲）</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつでも相談機関に相談できるよう、夜間・休日を含め24時間電話相談を実施する事業への補助（再掲）</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題行動等への対応のため、関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方などを調査研究（再掲）</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーを配置し、その活用方法等について調査研究（再掲）</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ等の問題行動に対応するため、外部の専門家等からなるチームの設置・派遣の在り方を調査研究（再掲）</li> </ul>	<p>文部科学省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非行等問題を抱える青少年の立ち直りを支援する事業の実施（再掲）</li> <li>・ 学校や地域社会における子どもたちの文化活動や鑑賞機会を充実</li> <li>・ 少年サポートチームの結成の促進</li> <li>・ 学校における生徒指導の支援、児童の安全の確保、非行・犯罪被害防止教育の支援等を行うスクールサポーター制度の導入促進</li> </ul>	警察庁
(ウ) 健やかな体の育成		
<p>子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数校合同運動部活動、総合運動部活動の推進</li> <li>・ 運動部活動等への外部指導者の活用の促進</li> <li>・ 独立行政法人教員研修センターにおいて、体育の教員に対する子どもの体力向上指導者養成研修を開催</li> </ul>	文部科学省
(エ) 信頼される学校づくり		
<p>学校運営協議会制度（いわゆるコミュニティ・スクール）の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた学区の弾力化、総合学科、単位制高校や中高一貫教育校等特色ある学校づくり等の取組を進めることが必要である。</p> <p>また、指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適切に行うとともに、教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。</p> <p>さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域との関係機関・関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校及び学校安全ボランティアに対する警備のポイントの指導等を行うスクールガード・リーダーの巡回等により、学校の安全の確保を図るための取組等を推進</li> <li>・ 改正教育公務員特例法や「指導が不適切な教員に対するガイドライン」を踏まえた人事管理システムを整備・運用するよう、各教育委員会を指導</li> <li>・ いじめ等の問題行動に対応するため、外部の専門家等からなるチームの設置・派遣の在り方を調査研究（再掲）</li> <li>・ 学校運営協議会の設置（いわゆるコミュニティ・スクール）を促進</li> <li>・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、公立高等学校の通学区域に係る規定を削除</li> </ul>	文部科学省

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新時代に対応した高等学校教育改革推進事業」の実施</li> <li>・「全国高等学校教育改革研究協議会」の開催</li> <li>・「安全・安心な学校づくり交付金」事業等により、公立学校施設の耐震化等、公立学校施設整備を推進</li> </ul>	
<p>(オ) 幼児教育の充実</p> <p>生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが重要である。</p> <p>また、幼児教育の充実のため、各地域の実情を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「幼児教育振興アクションプログラム」の推進</li> </ul>	<p>文部科学省</p>
<p>ウ 家庭や地域の教育力の向上</p> <p>学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指すことが必要である。</p>		
<p>(ア) 家庭教育への支援の充実</p> <p>都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。</p> <p>教育の原点である家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うことが必要である。また、その成果を広く共有し、きめ細かな家庭教育支援が実施される必要がある。</p> <p>さらに、早寝早起きや朝食を摂るなどの、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えることが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型家庭教育相談体制充実事業の実施</li> <li>・学校・家庭・地域の連携協力推進事業のうち家庭教育支援基盤形成事業の実施</li> <li>・家庭教育手帳の作成</li> <li>・子どもの生活習慣づくり支援事業の実施</li> </ul>	<p>文部科学省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p>(イ) 地域の教育力の向上</p>		
<p>子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんでいくことが必要である。</p> <p>このため、地域住民や関係機関等の協力によって、学校と地域のパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、森林等の豊かな自然環境等、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげることが必要である。</p> <p>また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合型地域スポーツクラブや広域スポーツセンターの育成を支援</li> <li>・ 「子どもゆめ基金」による、民間団体が行う子どもの体験活動等への助成（再掲）</li> <li>・ 小学校における長期自然体験活動の指導者養成等や、青少年の課題に対応した体験活動の推進（再掲）</li> <li>・ 地域全体で学校教育を支援する体制をつくる学校支援地域本部の設置を推進する。</li> <li>・ 独立行政法人国立青少年教育振興での事業（再掲）</li> </ul>	<p>文部科学省</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農山漁村の活性化を図るため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援する。その中で、農山漁村の地域資源を生かした、農林漁業体験の場等、都市との交流促進等の拠点となる施設の整備等の実施が可能である。</li> <li>・ 森林環境教育、木育、森林づくりへの直接参加、健康づくりのための森林の活用など森林・施設の整備と利用を推進</li> </ul>	

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有林において協定の締結により体験活動が展開できる場を継続的に提供し、学校等による森林環境教育推進に寄与</li> <li>・ 子ども達が農山漁村での宿泊体験を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト（ふるさと子ども夢学校）」を推進</li> <li>・ 「教育ファーム」の推進</li> <li>・ 各地11箇所の森林環境保全ふれあいセンターにおいて、国有林を活用して教育関係者等が行う森林環境教育に対する技術指導その他の支援を実施</li> <li>・ 自然に学び、自然を体験する自然との豊かなふれあいの場の整備</li> <li>・ 「こどもエコクラブ」事業の実施</li> <li>・ 「五感で学ぼう！」子ども自然体験プロジェクト</li> </ul>	<p>農林水産省</p> <p>環境省</p>
<p>エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p> <p>街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかける必要がある。また、携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報や、インターネット上のいじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握するとともに、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進等に努めることが必要である。さらに、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出会い系サイトに係る犯罪被害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種広報啓発活動の推進</li> </ul> </li> <li>・ 関係機関等と被害防止対策会議を開催するなど、プロバイダ、サイト開設者に対し、児童の被害防止のための措置を要請</li> <li>・ フィルタリングの普及促進</li> <li>・ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる問題に対し、地域の実情に応じた有害情報対策事業を総合的に支援（再掲）</li> <li>・ 有害情報に係る犯罪・被害、トラブル対応事例に関する映像資料の作成と保護者・青少年への啓発活動の推進（再掲）</li> </ul>	<p>警察庁</p> <p>文部科学省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
(4) 子育てを支援する生活環境の整備		
ア 良質な住宅の確保		
<p>住生活基本計画に基づき、深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されないファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが望ましい。また、子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、小さな子どもがいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等に積極的に取り組むとともに、子育て世帯の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報提供を進めることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域優良賃貸住宅（入居資格の緩和や優先入居）</li> <li>・ 公営住宅（入居資格の緩和や優先入居）</li> <li>・ あんしん賃貸支援事業</li> </ul>	国土交通省
イ 良好な居住環境の確保		
<p>住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を行うことが望ましい。また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備</li> <li>・ 市街地再開発事業における子育て支援施設との一体的整備</li> <li>・ 住宅市街地総合整備事業</li> <li>・ シックハウス対策</li> <li>・ 21世紀都市居住緊急促進事業、先導型再開発緊急促進事業</li> </ul>	国土交通省
ウ 安全な道路交通環境の整備		
<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進するほか、生活道路において、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ハンブ、クランク等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進すること等が必要である。また、妊婦等に配慮した道路上の駐停車場所の確保等について検討することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者感应信号機等のバリアフリー対応型信号機等の整備</li> <li>・ 生活道路の事故抑止対策の推進</li> <li>・ 歩行者感应信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備等</li> </ul>	警察庁
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進</li> </ul>	国土交通省

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進</li> </ul>	<p>警察庁</p> <hr/> <p>国土交通省</p>
<p>エ 安心して外出できる環境の整備</p>		
<p>(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化</p> <p>妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。あわせて、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていくことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインによる都市公園等の整備を推進</li> <li>歩行空間のバリアフリー化を推進</li> <li>河川空間のバリアフリー化を推進</li> <li>鉄道駅等の旅客施設、バスなどの車両等のバリアフリー化を推進</li> <li>公共交通機関の旅客施設及び車両等に関する移動等円滑化整備ガイドラインを策定（平成19年7月）。</li> <li>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（平成18年6月21日公布）</li> <li>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく都市公園のバリアフリー化の推進</li> </ul>	<p>国土交通省</p>
<p>(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備</p>		
<p>公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街の空き店舗を借り上げて改装等を行い、保育施設や親子交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営する際の改装費や家賃等を補助</li> <li>女性アグリサポートセンターを整備し、女性の経営参画を促進</li> <li>育児用スペース等を備えた活動拠点施設の整備</li> </ul>	<p>経済産業省</p> <hr/> <p>農林水産省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインによる都市公園等の整備を推進（再掲）</li> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく都市公園のバリアフリー化の推進（再掲）</li> </ul>	国土交通省
<p>（ウ）子育て世帯への情報提供</p>		
<p>各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上での交通バリアフリー情報提供</li> </ul>	国土交通省
<p>オ 安全・安心まちづくりの推進等</p>		
<p>子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。 また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察における安全・安心まちづくりの方針を定めた「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づく取組みの推進</li> <li>・まちづくり交付金、地域住宅交付金を活用した防犯設備の設置</li> <li>・「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の実施により、防犯に配慮した公共施設等の整備・管理の普及を促進。</li> </ul>	警察庁 国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」における防犯性能試験結果に基づいて作成される「防犯性能の高い建物部品目録」の普及促進</li> </ul>	警察庁

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等		
ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し		
<p>仕事と生活の調和の実現については、憲章及び行動指針において、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていくことが必要とされている。</p> <p>このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫の基に、次のような施策を進めることが望ましい。この際、市町村、地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、都道府県労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要である。具体的には、都道府県労働局に設置されている「仕事と生活の調和推進会議」に積極的に参画する等により密接な連携を図ることが考えられる。</p> <p>(ア) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発                      (イ) 次世代育成支援対策推進法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発                      (ウ) 仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等                      (エ) 研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣                      (オ) 認定マーク（くるみん）の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促進</p>	<p>・「両立指標」の周知及び活用の促進等によるファミリー・フレンドリー企業の普及促進</p> <p>・都道府県労働局における「仕事と生活の調和推進会議」の開催。</p> <p>・ファミリー・サポート・センター</p> <p>・育児休業の取得率等について設定した社会全体の目標値の達成に向けて、事業主等に対して意識啓発を実施、育児休業取得促進奨励金の活用を促進</p> <p>女性の農業経営と育児等を両立支援し、経営者として成長するために必要な助言を行う相談員の養成を支援</p> <p>・子育て支援に関するシンポジウムの開催</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>農林水産省</p>
イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備		
<p>市町村と連携を図りつつ、広域的な観点から保育サービスの充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。</p>	<p>・育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等関係法令の周知・啓発</p> <p>・放課後児童指導員の資質の向上を図るための研修事業</p> <p>「出産・育児による研究中断からの復帰支援」（特別研究員事業）を実施</p> <p>「女性研究者支援モデル育成」（科学技術振興調整費）を実施</p> <p>女性の農業経営と育児等を両立支援し、経営者として成長するために必要な助言を行う相談員の養成を支援</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>農林水産省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
(6) 子ども等の安全の確保		
<p>ア 子ども交通安全を確保するための活動の推進</p> <p>子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。</p>		
<p>(ア) 交通安全教育の推進</p> <p>子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的に行うことが必要である。 また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図るとともに、地域における交通事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因等に応じた効果的な事故防止対策を策定することが必要である。</p>	<p>・交通安全教育指針を作成し、公表</p>	<p>警察庁</p>
<p>(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの貸出制度等を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。</p>	<p>・チャイルドシートの正しい使用の徹底が推進されるよう指導・調整を行うとともに、交通の方法に関する教則を作成し、公表</p> <p>・自転車用ヘルメットの着用促進を含め、自転車の通行ルールやマナーを示したポスター・チラシを作成</p>	<p>警察庁</p>
<p>(ウ) 自転車の安全利用の推進</p> <p>児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、現在、幼児二人同乗用自転車の開発に向けた取組が行われていることを踏まえ、少子化対策や子育て支援の観点から同自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討することが必要である。</p>		
<p>イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</p> <p>子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。</p>		
<p>(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進</p>	<p>・子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報の提供を推進</p>	<p>警察庁</p>
<p>(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施</p>	<p>・子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報について、関係機関・団体との情報交換を推進</p>	<p>警察庁</p>
<p>(ウ) 学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進するとともに、学校と警察との橋渡し役としてのスクールサポーター制度の導入</p>	<p>・警察官に同行しての合同パトロールの実施、防犯ボランティアの活動についての広報等による支援を推進</p>	<p>警察庁</p>
	<p>・学校における生徒指導の支援、児童の安全の確保、非行・犯罪被害防止教育の支援等を行うスクールサポーター制度の導入促進</p>	<p>警察庁</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p>(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施</p>	<p>・防犯設備士等の専門家の参加を得、犯罪類型、対象者等に応じた、参加・体験・実践型の防犯学習を推進</p> <p>・子ども防犯テキストとそのCD-ROMを作成し、全国の小学校及び警察署へ配布するとともに、警察庁のホームページに掲載</p> <p>防犯教室の開催を推進するなど、学校安全の充実等に関する総合的な取組を推進</p>	<p>警察庁</p> <p>警察庁 文部科学省</p>
<p>(オ) 子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対する支援</p>	<p>・「子ども110番の家」に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を推進</p> <p>・子どもの安全確保のための活動を行う防犯ボランティア団体に対し、防犯パトロール用品の無償貸与等の支援を行う「地域安全安心ステーション」推進事業を展開</p>	<p>警察庁</p>
<p>ウ 被害に遭った子どもの保護の推進</p> <p>犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。</p>	<p>・「被害少年カウンセリングアドバイザー」及び「被害少年サポーター」の委嘱促進</p> <p>・問題行動等への対応のため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員等を配置する事業への補助。（再掲）</p> <p>・いつでも相談機関に相談できるう、夜間・休日を含め24時間電話相談を実施する事業への補助。（再掲）</p> <p>・スクールソーシャルワーカーを配置し、その活用方法等について調査研究（再掲）</p>	<p>警察庁</p> <p>文部科学省</p>
<p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p>		
<p>ア 児童虐待防止対策の充実</p> <p>児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずる必要がある。また、特に児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。</p>	<p>虐待・思春期問題情報研修センター研修</p> <p>一時保護所の心理職員の充実 (児童入所施設措置費)</p> <p>児童虐待防止対策支援事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)</p>	<p>厚生労働省</p>

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭的な環境の中で養護を実施する地域小規模児童養護施設の拡充</li> <li>・ 専門的な援助技術をもった専門里親等の活用や里親に対するレスパイトケア等を実施</li> <li>・ 心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員を配置</li> <li>・ 虐待の早期発見と適切な事件化に努めるとともに、児童へのカウンセリング等の支援、関係機関との連携強化等を推進</li> </ul>	<p>厚生労働省</p> <p>警察庁</p>
<p>(ア) 児童相談所の体制の強化</p> <p>児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、そして、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機能が長期間にわたり支援していくことが必要である。このため、その中心である児童相談所が、一時保護所の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施する機能の充実を図るとともに、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分な関わりを持つようするための体制の強化を図ることが必要である。</p>		
<p>(イ) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進</p> <p>児童相談所が児童虐待に十分に対応していくためには、児童相談所自体の体制を強化するのみならず、市町村や関係機関との適切な役割分担及び連携を推進していくことが重要である。このため、住民に身近な市町村の体制を整備するため、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置促進や機能強化を図るための一環として、当該ネットワークの関係者に向けた専門性向上のための研修を実施する等の市町村の支援措置を講じるとともに、地域において専門的な知識及び技術を必要とする相談支援等を行い、保護指導者の委託先となる児童家庭支援センター等を積極的に活用していくことが必要である。</p>		
<p>(ウ) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証</p> <p>児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、当該事例について地域特性を踏まえた検証作業を行い、その結果に基づき必要な措置を講じることにより、このような死亡事例等の再発を防止することが求められる。</p>		
<p>イ 社会的養護体制の充実</p> <p>社会的養護体制の質・量ともに充実を図るため、①現に児童養護施設等へ入所している又は里親等に委託されている要保護児童の人数、②児童相談所で受理した相談等のうち、現に児童養護施設等へ入所等をしていないが、入所等を必要とする可能性のある児童の人数、③一時保護所で長期に保護されている児童の人数、④児童相談所における相談対応件数の推移、⑤要保護児童の保護等に関し、積極的に取り組んでいると考えられる他の都道府県の状況その他社会的養護を必要とする児童の人数の伸び等を把握するために適当と考えられる指標を勘案して、平成二十九年度までの必要量を念頭に、後期行動計画期間の必要量を定めること。</p> <p>なお、一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備量に見合う定員及び個別対応できる居室の確保等すべての児童が安心して生活できることのできる環境整備等を勘案して計画を作成する必要がある。</p> <p>社会的養護体制の整備に当たっては、前記の必要量を見込むほか、次に記載する項目を参考とし、家庭的養護の一層の推進を図るとともに、権利擁護の強化や人材育成等も含め、ケアの質の確保を図るための体制確保について併せて進める必要がある。</p>		

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p>(ア) 家庭的養護の推進</p> <p>里親制度を充実し、里親委託を推進するため、新規里親の開拓、子どもを受託している里親に対する支援の充実を図ることが必要である。また、里親委託率については、地域の実情に応じ、現在の委託率より一定以上委託率が上がるよう、目標を設定する。</p> <p>この際、児童相談所における支援の強化のみならず、里親支援機関等の地域資源の活用を図りつつ、進めることが必要である。</p> <p>さらに、小規模住居型児童養育事業について、地域における普及の状況を踏まえつつ、家庭的養護の一形態として促進を図る必要がある。</p>		
<p>(イ) 施設機能の見直し</p> <p>心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備を推進する必要がある。</p>		
<p>(ウ) 家庭支援機能等の強化</p> <p>家庭支援機能の強化を図るためには、アで示したように、児童相談所の体制強化を進めるとともに、市町村や児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進する必要がある。この際、特に、児童家庭支援センターについては、児童相談所と連携し、その委託を受けて保護者指導を行うことや、市町村等関係機関に専門的・技術的助言を行うこと等の積極的な役割を担うことが期待されることから、その活用を図ることが求められる。</p> <p>また、母子生活支援施設については、その特性を活かし、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等と連携し、母親と子どもの関係性に着目した支援を推進することが求められる。</p>		
<p>(エ) 自立支援策の強化</p> <p>施設を退所した者等に対し、自立を促す自立援助ホームの設置を推進する。この際、自立援助ホームについては、施設を退所する者等の数や地域の実情等を勘案し、当該地域における必要量を見込む必要がある。</p> <p>また、これらの者が気軽に相談できる拠点を用意するなど社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援体制の整備を推進する必要がある。</p>		
<p>(オ) 人材確保のための仕組みの強化</p> <p>社会的養護の質を確保するため、その担い手となる職員及びその専門性を確保するための研修体制の整備を進める必要がある。</p> <p>この際、見込んだ必要量に見合った必要な人材育成を進めることができるよう体制を整備する必要がある。</p>		
<p>(カ) 子どもの権利擁護の強化</p> <p>子どもの権利擁護の強化を図るため、被措置児童等虐待に対する措置のほか、ケアの質の向上のための取組を進める必要がある。</p> <p>このため、被措置児童等虐待に関する通告や子どもからの届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の適切な措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県においてあらかじめ対応について意識を共有するとともに、適切な対応を取ることができる体制を整備することが必要である。運用に当たっては、必要に応じてガイドラインの見直しや体制の見直しを適宜進める必要がある。</p> <p>さらに、都道府県児童福祉審議会などの体制についても、実情に応じた適切な運用が図られるよう、体制を整える必要がある。</p> <p>また、施設におけるケアの質の向上を進めるため、ケアの質に関しても監査できる体制を整備するとともに、施設における第三者評価の受審を推進することが必要である。</p>		

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
<p>ウ 母子家庭等の自立支援の推進</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の規定を踏まえ、母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定等により、母子家庭等就業・自立支援事業や母子家庭自立支援給付金事業等の母子家庭等施策を総合的・計画的に進めるとともに、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村における母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供を行うなど、広域的な観点から市町村に対する支援を行うことが必要である。また、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めることが必要である。さらに、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めることも重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時的な生活援助や子育て支援を提供する日常生活支援事業を実施</li> <li>・ ひとり親家庭生活支援事業の実施</li> <li>・ 母子家庭自立支援給付金事業の実施</li> <li>・ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施</li> <li>・ 母子寡婦福祉資金の貸付</li> <li>・ 児童扶養手当の支給</li> <li>・ 母子自立支援プログラム策定事業の実施</li> <li>・ ジョブ・カード制度による職業訓練の実施等</li> </ul>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>エ 障害児施策の充実</p> <p>市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、自立支援医療（育成医療）の給付、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供することが必要であるほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である。発達障害については、社会的な理解が十分なされていないことから適切な情報の周知も必要である。発達障害者支援センターについては、関係機関や保護者に対する専門的情報の提供や支援手法の普及が必要になっていることから、職員の専門性を十分確保するとともに、専門的情報や支援手法の提供を推進することが必要である。また、特別支援学校については、特別支援教育教諭免許状保有率の向上を図る等専門性の向上に努めるとともに、在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、小学校、中学校等の教員の資質向上策への支援・協力、地域の保護者等への相談支援や小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への教育的支援を行うことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業の実施</li> <li>・ 発達障害教育情報センターを独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に設置</li> <li>・ 発達障害早期総合支援モデル事業の実施</li> <li>・ 高等学校における発達障害支援モデル事業の実施</li> <li>・ 特別支援教育就学奨励費の負担等の実施</li> <li>・ 特別支援教育支援員の配置に係る経費について地方財政措置</li> <li>・ 特別支援学校教員専門性向上事業の実施</li> <li>・ 特別支援学校等の指導充実事業の実施</li> <li>・ 発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業の実施</li> </ul>	<p>文部科学省</p>

「行動計画策定指針」（事項別国の施策状況入り）

行動計画策定指針事項	具体的な国の施策（事業）	省庁名
	<p>・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の研修において、教育職員免許法認定講習を併せて実施し、特別支援学校の免許状取得のための単位取得を実施。さらに教員免許状更新制の本格実施を踏まえ、学校の夏季休業期間中に、更新講習を開設するよう計画。</p>	
	<p>・身体に障害のある児童又は現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童であって、比較的短期間の医療により効果が期待される児童に対し自立支援医療（育成医療）を給付</p>	厚生労働省
	<p>・市町村のサービス提供体制整備への支援、情報提供などを始めとした必要な支援を行うよう都道府県に対して周知</p>	
	<p>国立精神・神経センターや国立秩父学園における発達障害に関する研修を実施</p>	
	<p>発達障害情報センターによる情報の提供</p>	
	<p>発達障害者支援センターによる本人や家族に対する相談支援、発達支援の提供や、関係機関に対する情報提供及び研修</p>	
	<p>発達障害者支援体制整備事業の実施</p>	
	<p>発達障害者支援開発事業の実施</p>	